

赤情審第 11 号
平成 19 年 12 月 11 日

赤磐市長 荒 嶋 龍 一 様

赤磐市情報公開不服審査会
会長 岡 田 雅 夫

赤磐市情報公開条例(平成 17 年赤磐市条例第 8 号)第 17 条の規定に
基づく諮問について(答申)

平成 19 年 10 月 31 日赤赤支市第 301 号による次の諮問について、別紙
のとおり答申します。

赤磐市長による「平成元年行ウ第六号、平成二年行ウ第二号、平成三年
行ウ第一号及び第三号、平成三年行コ第二号及び第三号の訴訟関係書類」
に係る部分開示決定(上記 6 件の訴訟の取下書に付随する取下げ・和解条
件理由書の不存在による)に対する不服申立てについての諮問

答 申 第 3 号
平成 19 年 12 月 11 日
(諮問第 3 号)

答 申

1 . 審査会の結論

異議申立人の公文書閲覧等請求に対する実施機関の処分は、妥当である。

2 . 異議申立人の内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人 (以下「異議申立人」という。)は、平成 19 年 8 月 17 日付けで「旧赤坂町における住民訴訟損害賠償請求事件 6 件の和解条件理由書、取下書、訴状全般」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し赤磐市長(以下「実施機関」という。)は、取下書に付随する取下げ条件和解書なる公文書 (以下「本件対象文書」という。)については存在しないとして、本件請求に対し、部分開示決定 (以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成 19 年 10 月 16 日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

和解条件がいまだ実行されていないため。

(3) 異議申立ての理由

訴訟の取下書はあるが、それを取下げた際の和解条件理由書が存在しないのはおかしい。必ず取下書には和解条件理由書が付随するはずである。不都合が無いなら隠さず開示してほしい。

3 . 実施機関の主張の要旨

本件請求は、「平成元年行ウ第六号、平成二年行ウ第二号、平成三年行ウ第一号及び第三号、平成三年行コ第二号及び第三号の訴訟書類」の開示を求めたものであるが、所要の検索を行った結果、訴状全般及び取下書についての文書は保有するものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。

また、当時の担当職員への聞き取り調査及び立会いによる検索にお

いて確認できず、また、顧問弁護士への照会によれば、取下書には通常において和解条件理由書なるものは付随しないとの回答を得ている。

以上から、赤磐市情報公開条例第11条第1項の規定により、本件対象文書については不存在とする部分開示決定を行ったものである。

4. 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 結 果
平成 19 年 10 月 31 日	実施機関から諮問書を受理
平成 19 年 11 月 20 日	審議
平成 19 年 12 月 11 日	答申

5. 審査会の判断

審査会は、本件対象文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 訴訟関係書類の保存年限について

訴訟関係書類の保存年限について、旧赤坂町文書管理保存規則によると不服申立て、審査請求、訴訟、調停及び和解に関するものでくに重要なものは永年保存となっている。訴訟の取下げの際、旧町において和解条件等話し合いが持たれ、和解契約等を締結していれば通常書面で残されているはずである。

(2) 異議申立人が主張する和解条件について

異議申立人が主張する和解条件について、取下げた訴訟は地方自治法に規定のある住民訴訟（行政訴訟）であり、個人的な和解条件等を付することは到底考えられない。仮に異議申立人の主張する和解条件が存在するとした場合、私的な口約束であるか、もしくは文書が存在したとしても私文書であったと想定され、当時の法定代理人（弁護士）等に確認するほか手段が無い。

(3) 本件部分開示決定の妥当性について

訴状全般及び取下書については存在しており和解契約等を締結していれば通常永年保存される文書が数度の探索において発見できないこと、住民訴訟の取下げにおいて個人的な和解条件を付することが考えられないこと、以上より本件対象文書が存在していたとは考え難い。

異議申立人と実施機関双方の主張及び現存する文書等から判断すると、本件対象文書を不存在とする実施機関の説明は納得できるもので

あり、他にその存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件対象文書について実施機関が行った決定は妥当であると判断した。

赤磐市情報公開不服審査会

会長	岡田	雅夫
副会長	木津	恒良
委員	丸尾	壽